

畜産会 経営情報

NO.
403

令和 5 年
6 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事



1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 12 回)
～山形県における畜産特別資金借受者への経営改善指導～

(公社) 山形県畜産協会 菅井 勇

3 行政の窓

消費税のインボイス制度が始まります！

農林水産省畜産局企画課金融・税制班

2 畜特資金情報

令和 3 年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 12 回) ～山形県における畜産特別資金借受者への経営改善指導～

(公社) 山形県畜産協会 菅井 勇

はじめに

(公社) 山形県畜産協会(以下、「協会」という)は、山形県から「畜産経営技術高度化促進事業」を受託し、畜産担い手の経営能力の向上および畜産関係者の資質向上を図るための研修会の開催や、畜産経営に必要な情報を協会のホームページで提供するとともに、関係機関・団体と連携しながら、畜産農家の経営分析(畜産コンサルタント)を行い、畜産経営の改善および高度化を支援しています。

また、早急に経営改善が必要となり、畜産特別支援資金(以下、「畜特資金」という)

を借受けした県内の畜産農家等に対し、県関係機関・団体で構成する山形県畜産特別資金支援推進協議会(以下、「協議会」という)の事務局を担うとともに、地域別に設置した「地域濃密指導チーム」(以下、「濃密指導チーム」という)の構成員として畜産コンサルタントによる経営分析を行い、経営改善計画の作成・見直しおよび技術・経営・衛生等の改善を通じて経営改善計画達成に向けた支援を行っています。

山形県における畜特資金の借受者数は、令和 5 年期首で 16 件、貸付けしている融資機関が 8 件となっており、畜種別では酪農経営

が4件、肉用牛経営が3件、養豚経営が9件という状況です。10年前の平成25年期首の借受者数は26件(表1)であったことから、借受者は年々減少している反面、近年の長引く飼料高騰の影響から経営が悪化している畜産農家等も増加傾向にあり、畜特資金への借受要望は高まっていくことが想定されます。

今回は、本県における畜特資金借受者に対する指導体制および取り組みの内容、課題等について紹介します。

指導体制と協議会の主な役割

当協会は、県が設置した「山形県畜産特別資金経営改善計画等審査委員会」の構成団体として新たな貸付けや見直し計画の審査に加わる一方、協議会の事務局として融資機関や借受者への指導を実施しています。

協議会の構成団体は、県農林水産部畜産振興課の指導のもと、山形県農業協同組合中央

会、山形県農業信用基金協会、全国農業協同組合連合会山形県本部、山形県農業共済組合、山形県酪農業協同組合、(一社)山形県配合飼料価格安定基金協会、日本政策金融公庫山形支店、当協会となっています(図1)。

協議会の主な役割としては、経営改善計画および融資機関支援計画の作成に係る指導や計画達成に係る指導、融資機関の指導体制への指導等となっています(表2)。借受者への計画達成指導については、時系列分析を行うとともに、生産現場に出向いての現地指導や改善効果を高めるため重点的に反復して指導を行う濃密指導を展開しています。

濃密指導は、協議会の下に濃密指導チームを組織し、借受者に対してきめ細かな経営改善指導ができる体制を構築しています。

濃密指導チームによる経営検討会には、借受者のほか、融資機関の営農・金融担当者、県の出先機関である各総合支庁の農業振興課、農業技術普及課、家畜保健衛生課の担当

(表1) 山形県における畜特資金の借受者および残高の推移

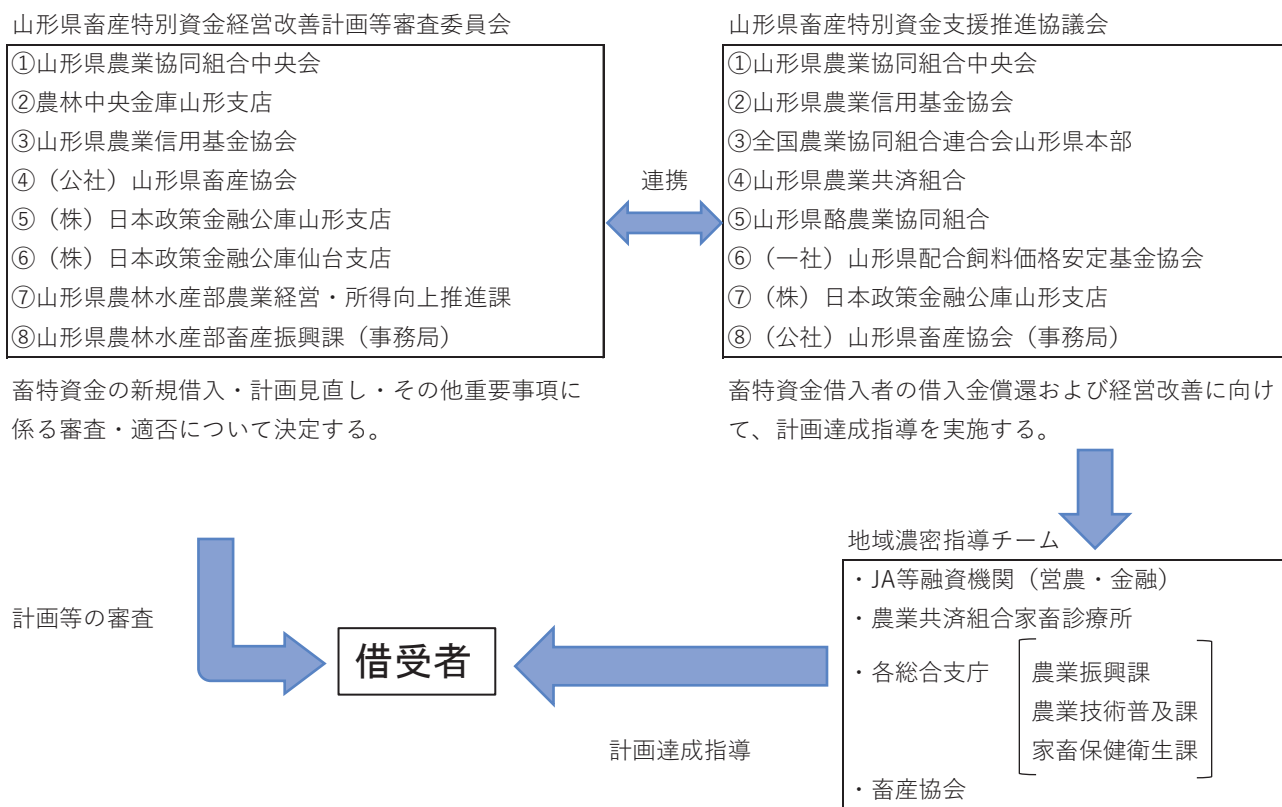
①畜種別の借受者数および残高の推移

畜 種	借受者数 (人)				期首残高 (千円)			
	H25	H28	R2	R5	H25	H28	R2	R5
酪 農	7	6	6	4	181,557	169,818	135,132	74,330
肉 用 牛	7	7	4	3	135,786	104,426	151,587	129,576
養 豚	12	12	11	9	211,748	177,430	93,276	41,384
合 計	26	25	21	16	529,091	451,674	379,995	245,290

②資金別の借受者数および残高の推移

資 金 名	借受者数 (人)				期首残高 (千円)			
	H25	H28	R2	R5	H25	H28	R2	R5
大家畜経営改善支援資金	2	2	0	0	50,469	31,037	0	0
大家畜経営緊急支援資金	10	9	7	5	224,280	200,613	145,600	95,776
養豚経営緊急支援資金	12	12	11	9	211,748	177,430	93,276	41,384
大家畜特別支援資金	2	2	3	2	42,594	42,594	141,119	108,130
合 計	26	25	21	16	529,091	451,674	379,995	245,290

(図1) 山形県における畜特資金審査・指導の体制図



(表2) 山形県畜産特別資金支援推進協議会の構成員と役割分担(協力状況)

構成員(団体等)	役割分担と協力状況(具体的に)
山形県農業協同組合中央会	農協システムの指導体制への助言。現地指導へ同行。
山形県農業信用基金協会	融資機関への助言。現地指導へ同行。
全国農業協同組合連合会山形県本部	融資機関への助言。現地指導へ同行。
山形県農業共済組合	家畜の飼養管理、病気対策などの技術指導。現地指導へ同行。
山形県酪農業協同組合	融資機関であるとともに、酪農関係の借受者への指導。現地指導へ同行。
(一社)山形県配合飼料価格安定基金協会	系統以外の借受者への指導。現地指導へ同行。
(株)日本政策金融公庫山形支店	借受者、融資機関への助言。現地指導へ同行。
(公社)山形県畜産協会(事務局)	関係機関団体の連絡調整、県協議会の開催、現地指導の実施。

者、農業共済組合家畜診療所担当者、当協会担当者等が参加し、経営改善計画達成のため、より具体的な技術・経営・衛生指導を行っています。

融資機関による指導助言

これまで、畜特資金の融資機関は、多くは

農業協同組合(以下、「JA」という)となっていますが、一部には銀行の例がみられます。

JAでは、畜特資金を借受けする場合には、理事会での承認が必要であり、融資担当者と営農担当者等の関係者が連携し、県総合支庁農業振興課、農業技術普及課、家畜保健衛生課および農業共済組合家畜診療所等の協力を得ながら、経営改善計画を作成し、金融機関

としての利子低減等の条件緩和措置などの検討を行います。

多くの JA では、借受決定後、常勤役員、畜産、販売、資材および信用の担当部長（JA によっては課長）による経営検討会を組織し、定期的に収入、支出およびキャッシュフロー等の状況に基づき経営改善状況と対策について検討を行っています。

中には、借受者の同意を得て約定償還額を毎月積み立てる方法により、確実に返済ができるようにするとともに、住宅資金や教育資金などの生活関連の借入れがある場合は、生活費を月給制にするなど、経営改善や畜特資金の返済に向け重点的な取り組みを検討している JA もあります。

さらには、理事会において経営改善等の経過を定期的に報告することを義務付けしている JA もあり、巡回助言指導や濃密指導の状況を踏まえた経営検討会での検討結果が報告されます。その状況によっては、飼料会社の変更や JA による新たな支援策等がなされる場合もあります。

融資機関への指導助言

当協会では、JA への指導助言として、令和元年に中央畜産経営特別支援協議会から示されている「畜産特別資金等借入指導チェックリスト（以下、「チェックリスト」という）を活用し、JA 自ら作成したチェックリストに基づき、JA の指導体制の整備状況や重点指導対象農家への経営改善への関わり、関係機関・団体との連携体制整備等について確認し、指導助言を行っています。

借受者にとって一番身近な存在であるのが JA であり、経営再建には、借受者の努力とともに融資機関でもあり営農指導団体である JA の力が不可欠であることから、借受者に寄り添い、相談相手になり、少しの変化も見逃すことがないように、また、その状況を協議会の事務局である当協会に情報提供してもらうことをお願いしています。

巡回助言指導

巡回助言指導は、JA 担当者、県総合支庁農業振興課、農業技術普及課、家畜保健衛生課、農業共済組合家畜診療所および当協会などがチームとなって行っています。

畜産関係者が各専門分野で広い視点から生産現場を実際に見ることにより、飼養密度や、畜舎の衛生状況、畜舎内の明るさ、畜舎の傷み具合、管理のしやすさ、家畜の健康状態を直接見て確認・点検することにより、現状の課題を洗い出すことが可能となります。

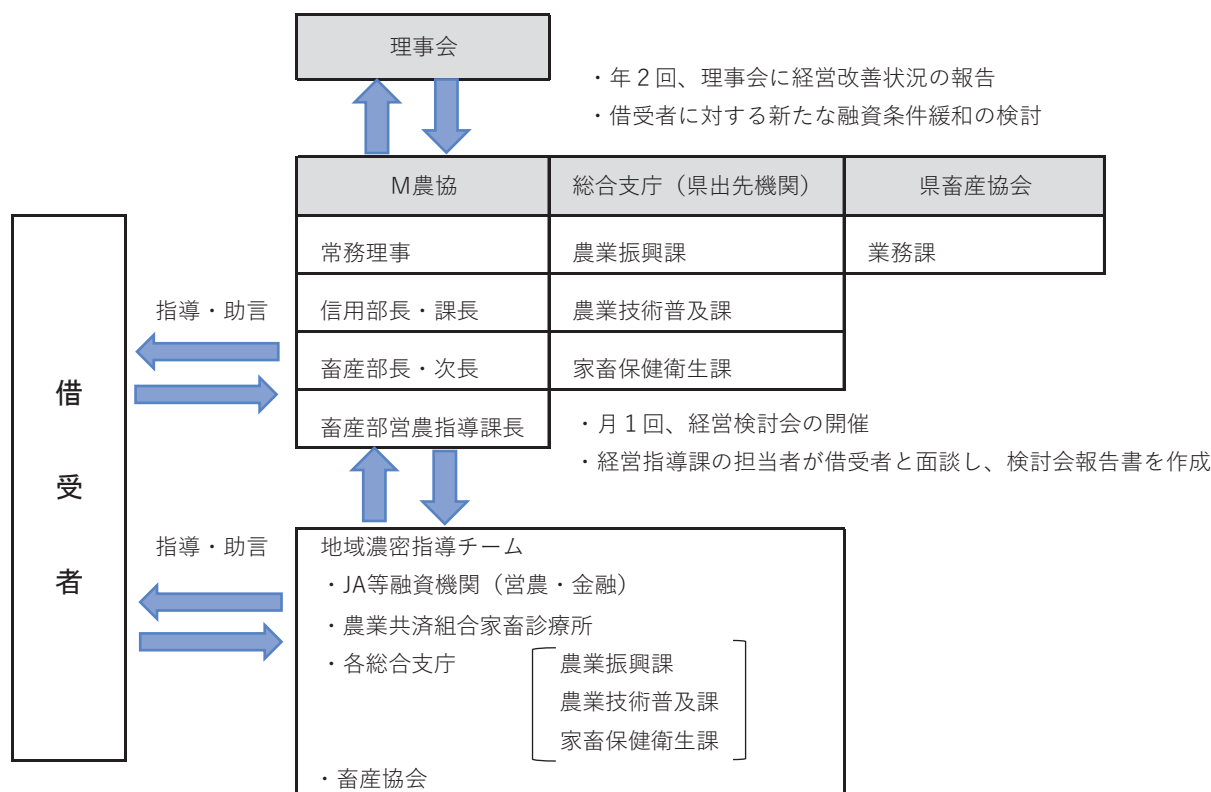
巡回助言指導の良い点は、経営の改善ポイントを借受者と一緒に確認することで、今後の対応策をより現場ベースで具体的に検討できるところにあると言えます。

濃密指導

濃密指導については、借入金額が大きい場合や経営改善効果がなかなか現れない場合に、さらなる指導強化を図るため、借受者と JA と相談のうえ濃密指導チームを結成して行っています。

濃密指導チームのメンバーは、借受者、JA

(図2) 特に指導を強化している JA の濃密指導体制の例



等融資機関の営農・金融部門担当、家畜診療所、県総合支庁農業振興課、農業技術普及課、家畜保健衛生課、当協会となっています。中には、JAの常勤理事や信用部長、営農担当部長等が経営検討会の構成員となって指導を強化しているJAもあります（図2）。

指導内容としては、毎月1回、現地における濃密指導と経営検討会を開催し、対象者から、経営状況について情報を提供してもらい、経営改善状況の進捗状況をモニタリングしているほか、経営改善状況の把握をするとともに、今後の必要な改善指導、助言を行っています。濃密指導チームにおいて反復重点指導を行いながら経営の立て直しに取り組んでいます。

おわりに

負債整理については長い期間が必要となり、畜産を取り巻く環境も国内外で年々厳しく変化する中「果たして完済できるのか」と借り入れた本人が一番不安になるものです。

経営改善達成のためには、借受者の意欲と努力が最も重要となりますが、当協会では関係機関・団体と連携を密にし、借入者の伴走相手として寄り添いながら経営改善に取り組んでいます。

今回は、本県における畜特資金借受者の中で、経営改善計画を着実に実行し、畜特資金を完済した生産者の事例について紹介します。

（筆者：（公社）山形県畜産協会 業務課 主幹 / 総括畜産コンサルタント）

2 畜特資金情報

令和3年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1 本点検の概要

- (1) 本実績点検は、畜産特別資金融通事業実施要領の規定に基づき、畜産特別資金等借入者の経営改善計画に対する令和3年度(1月～12月)の達成状況を把握し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この点検結果について、16道府県畜産協会等からの報告429戸【畜産特別資金〔経営改善支援資金、特別支援資金、特別支援(新)資金、改善緊急支援資金〕、畜産経営維持緊急支援資金(以下「緊急支援資金」という)】に基づき取りまとめを行いました。

2 集計・取りまとめ方法

- (1) 道府県畜産協会等から報告されたデータ「実績点検集計表」を集計システムソフトにより、畜産特別資金および緊急支援資金ごとに大家畜【酪農、肉用牛〔肉専繁殖、肉専肥育、乳用肥育、哺育育成〕、養豚【一貫、肥育】】のデータ集計表を作成しました。
- (2) (1) のデータ集計表を酪農、肉用牛、

養豚ごとに集計し、計画に対する進捗状況について取りまとめを行いました。その取りまとめ結果の概要は3のとおりです。

- (3) 実績点検結果の集計に当たって、報告のあった中で実績等が未入力で年間計画と比較できない調査農家等については集計に反映できませんでした。

3 結果概要

【令和3年度における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果要旨】

- 酪農経営の実績については、全国計(一戸当たり)では畜産部門収入が年間計画の100%を下回り、畜産部門支出が年間計画の100%を上回ったことから、償還財源は年間計画の100%が確保されていない状況です。新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という)の影響により子牛等の販売価格が落ちたことや疾病および管理不足により生乳生産量が減少したことなどが要因です。
- 肉用牛経営の実績については、全国計(一戸当たり)では畜産部門収入が年間計画の

100%を上回り、畜産部門支出が年間計画の100%を下回ったことから、償還財源は年間計画の100%が確保されている状況です。なお、飼料価格の高騰やもと牛価格上昇などの影響を受けて償還財源が確保できていない農家がみられます。

- 養豚経営の実績については、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の100%を上回り、畜産部門支出も年間計画の100%を上回ったものの、家計費が年間計画の100%を下回ったことから、償還財源は年間計画の100%が確保されている状況です。

（１）酪農経営

ア 計画に対する進捗状況

- ① 報告があった農家数155戸の一戸当たりの実績は、飼養頭数は107.5頭

（計画対比98.9%）で、畜産部門収入は81,707千円（同99.8%）、畜産部門支出は77,336千円（同102.4%）、家計費は6,205千円（同100.6%）となり、償還財源は4,775千円（同95.9%）となっています。

- ② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養頭数は154.4頭（計画対比99.7%）で、畜産部門収入は107,165千円（同100.5%）、畜産部門支出は105,564千円（同102.4%）、家計費は8,651千円（同99.9%）となり、償還財源は3,887千円（同106.8%）となっています。

- ③ 一方、府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は51.2頭（計画対比97.2%）で、畜産部門収入は51,158千円（同97.3%）、畜産部門支出は43,462千

（表1）酪農経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

（単位：千円、%）

区 分	資 金 名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
			（平均）	計画対比	（平均）	計画対比	（平均）	計画対比	（平均）	計画対比	（平均）	計画対比
北海道	畜産特別資金	84	154.4	99.7	107,165	100.5	105,564	102.4	8,651	99.9	3,887	106.8
	緊急支援資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	84	154.4	99.7	107,165	100.5	105,564	102.4	8,651	99.9	3,887	106.8
府 県	畜産特別資金	36	59.3	96.5	61,608	94.5	53,332	99.8	4,135	98.6	7,077	79.0
	緊急支援資金	35	42.6	97.7	40,093	101.2	33,011	102.6	3,464	105.3	4,529	110.7
	計	71	51.2	97.2	51,158	97.3	43,462	101.1	3,819	101.6	5,839	89.0
計	畜産特別資金	120	125.9	99.2	93,398	99.2	89,895	101.9	6,936	99.6	4,844	92.5
	緊急支援資金	35	42.6	97.7	40,093	101.2	33,011	102.6	3,464	105.3	4,529	110.7
	計	155	107.5	98.9	81,707	99.8	77,336	102.4	6,205	100.6	4,775	95.9

円（同 101.1 %）、家計費は 3,819 千円（同 101.6 %）となり、償還財源は 5,839 千円（同 89.0 %）となっています。

- ④ 全国の償還財源の進捗率は、50 % 以下の農家が 43 戸（27.7 %）、50 ～ 100 % 未満が 43 戸（27.7 %）、100 % 以上が 69 戸（44.6 %）となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等（主な事例：以下同じ）

〔畜産部門収入〕

- ① 飼養管理不足等による生乳生産・出荷量、販売収入の減少

- ・体調不良等により飼養管理が徹底できず、個体能力が低下し減収
- ・搾乳牛の死亡事故もあり頭数が増加しなかった
- ・乾乳期の偏重により下期に生乳生産が低調
- ・コロナ禍で移動の自粛等があったため出荷が減少
- ・体細胞ペナルティが多いため、収入が計画より下回った
- ・経営主本人が入院中で、家族（妻・息子）の飼養管理等がうまくいかずに死亡事故が相次ぎ、飼養頭数が減少し収入が減少
- ・初産分娩月齢および分娩間隔に短縮が見られず、個体乳量は減少
- ・コロナの影響で単価が落ちたことにより収入は計画を下回っている

- ② 疾病、死亡等による飼養頭数、生乳生産量の減少

- ・白血病・蹄病等で淘汰した牛等がいたため出荷量が減少
- ・キャトルセンターに管理委託していた牛が複数頭死亡
- ・牛 RS ウイルス症の発症により経産牛頭数も減少
- ・労働力不足から飼養管理不十分で周産期疾病、乳房炎等のロスが生じて、個体乳量が減少
- ・肺炎等により育成牛が予定外で死廃となった
- ・牛体の損傷や肢蹄病が発生し、頭数の減少および乳量が減少
- ・TMR 粗飼料の発酵品質が悪く、計画より乳量が減少
- ・乳房炎による生乳の廃棄や牛の淘汰もあり生乳生産量が減少
- ・繁殖障害により受胎率が低下

- ③ 自給飼料生産の減少等

- ・自給飼料の品質等による影響もあり、個体乳量が計画どおり伸びなかった

〔畜産部門支出〕

- ・家族への送金、妻の入院により、家計費が増加
- ・物財費、飼料費の高騰による経費が大幅に増加
- ・飼料費の高騰や計画外の機械導入により、経費が増加するとともに、家

計費が増加

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・飼料高騰により経費が経営収支を圧迫している中、飼料給与マニュアルの変更を実施して飼料費を圧縮するよう指導
- ・経営状況に問題・変化が発生した場合にはすみやかに JA へ相談・連絡をするよう指導
- ・コロナ禍による単価下落など先行きが不透明なご時世であるため、融資機関として月 1 回面談を実施し、業況を把握
- ・貸付金および購買未収金の状況確認のため、毎月総与信会議を開催
- ・共済見直しによる掛金負担軽減ならびに返戻金にて乳用雌牛供給事業の繰上償還、廃用牛代を含む販売代金の一本化を実施
- ・農家支援対象先として、計画に沿った経営改善の指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・AI・ET を活用し、優良子牛の生産と早期出荷に向け指導
- ・個体ごとの繁殖成績を分析、情報を共有し、分娩間隔の短縮化と、繁殖成績の優良な血統の自家保留確保を図るよう指導
- ・後継牛より酪農公社預託を利用し、管理頭数分散による飼養管理を強化

するよう指導

- ・未経産牛への性判別精液の使用により後継牛を確保するよう指導
- ・畜産コンサルでの飼養管理改善（給与メニュー見直し等）や繁殖検診を行い、乳量の増加および分娩間隔の短縮を図るよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・乳房炎対策として、ノコクスへの石灰攪拌を開始
- ・牛床の汚れが目立っているため、カウトレナーの調整と小まめな清掃をするよう指導
- ・乳質規制がままあることから、搾乳機器の洗浄の徹底を指導
- ・牛舎内の飼育環境の良好さを保つよう指導
- ・畜舎内のふんの処理状況や、堆肥舎の使用状況も確認をし、コントラクターの圃場への早期運搬を促し清潔状態を保持するよう指導

④ 自給飼料の確保等の指導

- ・自給飼料の確保として、耕種農家と連携した WCS 用飼料イネ栽培に取り組むよう指導
- ・「粗飼料を食い込ませる方策」、「牛舎環境の改善」、「良質安価な粗飼料の確保」を掲げ指導
- ・粗飼料の経費削減を目的にディスクモアを導入するよう指導
- ・デントコーン作付けによる自給粗飼

料の増加により飼料費を削減するよう指導

- ・トウモロコシの価格高騰を受け、自給飼料の植付け・刈取りなど適期に作業が実施できるよう取り組み、収穫量の増加を図り自給飼料の給与量を上げるよう指導

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・現地指導として、年2回（上期、下期）の調査を実施することで、経営状況や融資機関の指導状況について関係機関が情報共有する場を設けている
- ・牛舎の建設は、生活費を含め、家族で相談し、JAや普及センター、全農等と相談するよう指導
- ・後継者への経営移譲については、今から税理士等に相談し、方法等を検討するよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・乳成分および乳質でペナルティとならないように飼養管理を徹底するよう指導
- ・性判別精液を使って、育成牛を確保し頭数を減らさないよう指導
- ・牛舎内での子牛のスペース確保や簡易牛舎の増設を検討するよう指導
- ・ホルス交配をする場合、耐疾病成分の改良効果の高い種雄牛を授精師に相談をするよう指導

- ・体細胞数が高めに推移していることから、乳房炎治療等の実施により、ペナルティを受けないよう対策をするよう指導

- ・バケット搾乳を3ヵ所と作業効率が悪いいため、搾乳作業での効率化を検討するよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・起立不能が1／3で、蹄が原因であることから削蹄の早急実施を指導
- ・体細胞が高いので、慢性乳房炎の牛は早期に治療するよう指導
- ・牛床を生乳で漏らし、汚すようだと乳房炎に罹患しやすいので、気をつけるよう指導

④ 自給飼料の確保等の指導

- ・採草地の集約を検討するよう指導
- ・収穫した草の分析値で硝酸態窒素、カリウム濃度が高かったようなので、苦土石灰やカリウムが含まれないNP肥料を散布。また、自給飼料の確保として、耕種農家と連携してWCS用飼料イネやソルゴー等を生産するよう指導
- ・草地の耕起、もしくはサブソイラで土壤に空気を入れるよう指導

問い合わせ先

（公社）中央畜産会 資金・経営支援部

担当：小林

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

行政の窓

令和5年10月1日から

消費税のインボイス制度が始まります！

インボイス制度（適格請求書等保存方式）のポイント



事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、**インボイス（適格請求書）**が必要になります。



免税事業者とインボイス発行事業者の登録をしていない課税事業者は、インボイスを発行できません。

課税事業者の方は…



- ・インボイス発行事業者となるため、**税務署長への申請登録が必要です。**

免税事業者の方は…



- ・免税事業者が販売した家畜や飼料等はインボイスが発行されないため、**課税事業者は仕入税額控除ができません。**

▶ 仕入税額控除ができない分、**取引価格に影響が出る可能性**があります。

▶ **免税事業者の方におかれましては、経営実態に応じて課税事業者への移行をご検討ください。**

インボイス制度開始後の取引のイメージ（肉用牛における事例）

繁殖経営・酪農



免税事業者



肉用牛肥育経営



課税事業者

仕入税額控除
ができない



産地食肉センター



課税事業者

仕入税額控除
が可能

仕入税額控除とは、納付する消費税の計算方法

売上げの消費税額－仕入れや経費の消費税額＝納付する税額

📖 制度の詳細、経過措置については裏面をご覧ください！

免税事業者の方は…

- ・基準期間（※）における課税売上高が1,000万円以下でも、
課税事業者を選択することができます。
- ・基準期間（※）における課税売上高が5,000万円以下であれば
簡易課税制度を選択することができます。

※個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

売上げの消費税額 - (売上げの消費税額 × みなし仕入率) = 納付する税額

- ・売上税額から納付税額の計算が可能
- ・飲食料品の譲渡に係る事業を除く農林水産漁業の「みなし税率」は70%

売上税額の3割

<インボイス制度開始後の経過措置>

New!!

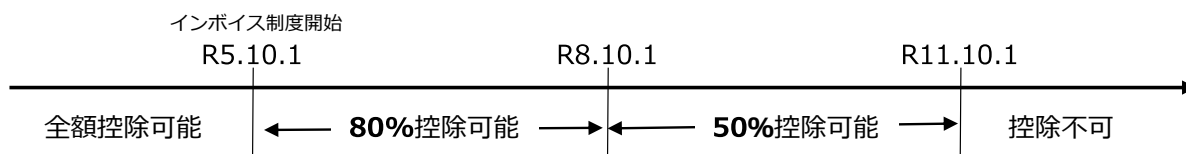
令和5年度
税制改正で決定

○小規模事業者に対する負担軽減措置（売手に対する経過措置）

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、
納税額が売上税額の2割に軽減されます。（令和8年9月末まで）

○免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置（買手に対する経過措置）

インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れ
について、仕入税額相当額の一定割合の控除が可能です。



<制度に関するご案内>

○国税庁 インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○国税庁 インボイスコールセンター

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※もしくは、お近くの税務署にご相談ください。

○農林水産省 消費税のインボイス制度



申請手続き
の詳細は
こちら



農林水産省
消費税のインボイス制度

畜産映像情報 がんばる! 畜産! 6



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中的内容●

総集編②全国和牛能力共進会に向けて取り組む高校生たち／都市の中での乳肉複合による多角経営／総集編①自給飼料生産に取り組む生産者たち ほか

ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

●配信中的内容●

安全で美味しい畜産物を消費者に届けるための認証制度 農場HACCP／畜産業界で活躍する女性たち(総集編)／災害に負けなかったミルク ほか

なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中的内容●

乳製品が搾乳現場から消費者に届くまでに密着!(総集編)／乳製品ができるまで／災害に立ち向かった畜産業界(総集編)

ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 6」

URL : <https://jlja.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年4月分〕

令和5年4月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を公表します。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和5年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払) ^{※1}
北海道	1,219,610 円	1,277,436 円	45,043.4 円	静岡県	1,232,973 円	1,247,292 円	5,887.1 円
青森県	1,231,189 円	1,244,911 円	5,349.8 円	新潟県	1,304,214 円	1,210,900 円	—
岩手県		1,205,125 円	—	富山県		1,227,426 円	—
宮城県		1,239,596 円	566.3 円	石川県		1,220,845 円	—
秋田県		1,240,525 円	1,402.4 円	福井県		1,222,144 円	—
山形県		1,200,279 円	—	岐阜県 ^{※2}	1,494,039 円	1,274,486 円	—
福島県		1,245,591 円	5,961.8 円	愛知県	1,222,453 円	1,238,170 円	7,145.3 円
茨城県		1,261,460 円	18,638.3 円	三重県		1,233,729 円	3,148.4 円
栃木県	1,232,973 円	1,257,838 円	15,378.5 円	滋賀県	1,333,253 円	1,256,089 円	—
群馬県		1,268,409 円	24,892.4 円	京都府		1,263,373 円	—
埼玉県		1,255,377 円	13,163.6 円	大阪府		1,226,448 円	—
千葉県		1,226,593 円	—	兵庫県		1,270,391 円	—
東京都		1,230,086 円	—	奈良県		1,314,726 円	—
神奈川県		1,247,153 円	5,762.0 円	和歌山県		1,265,356 円	—
山梨県		1,197,198 円	—	鳥取県	1,227,263 円	1,255,972 円	18,838.1 円
長野県		1,244,705 円	3,558.8 円	島根県		1,236,436 円	1,255.7 円

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
岡山県	1,227,263 円	1,218,571 円	—	佐賀県	1,246,133 円	1,241,129 円	—
広島県		1,240,337 円	4,766.6 円	長崎県		1,238,194 円	—
山口県		1,235,687 円	581.6 円	熊本県		1,239,419 円	—
徳島県	1,252,637 円	1,241,929 円	—	大分県		1,234,126 円	—
香川県		1,257,152 円	—	宮崎県		1,245,600 円	—
愛媛県		1,228,110 円	—	鹿児島県		1,241,016 円	—
高知県	1,246,133 円	1,171,034 円	—	沖縄県	1,388,773 円	1,189,582 円	—
福岡県		1,239,688 円	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
交雑種	722,305 円	719,470 円	—
乳用種	481,492 円	533,125 円	39,469.7 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

中央畜産会からのお知らせ

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2022

畜産施設機械ガイドブック



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える84社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具

- 第4章 家さん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・ICT関連・資材・その他

◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlja.jp URL <https://jlja.lin.gr.jp/>